

松村理治議員の議員辞職勧告決議

金沢市議会基本条例では、議員は、「高い倫理観と品位を保持し、議員として誠実かつ公正に職務を遂行する」と明記されており、議会における諸活動だけでなく、私生活においても、法令を遵守し高い倫理観と自律性の下に行動することが求められている。しかしながら、松村理治議員は、自らが新型コロナウイルスに感染し、退院した後医師から自宅療養を伝えられていたにもかかわらず、石川県が営業自粛要請を行っていたパチンコ店に出向き複数回にわたり遊技し、一方では所属する常任委員会を欠席していた。これらの行動は、公人である市議会議員の立場からすると、著しく不適切なものであったとして、金沢市議会としても令和2年度6月定例会で松村理治議員の議員辞職勧告決議を可決した。

そうした状況にもかかわらず、松村理治議員は決議を尊重せず、議員を辞職しない行為は、市民からの理解も得られていないのが現状である。

よって、本市議会における市民からの信用と名誉が回復されることを願い、再度松村理治議員の一連の行動について反省を強く求め、速やかに自ら金沢市議会議員の職を辞するよう勧告するものである。

ここに、決議する。

令和2年9月15日

金沢市議会議長 野 本 正 人